

業務委託仕様書（案）

1 業務名

SAPPORO 食のまちフェスト in チ・カ・ホ 2024 運営管理等業務

2 業務概要

札幌市では、市民・事業者・札幌市の連携・協働による“安全・安心な食のまち・さっぽろ”を実現するために、平成25年度に「札幌市安全・安心な食のまち推進条例」（以下「条例」という。）を制定するとともに、「安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画」（平成26～31年度：第一次計画、令和2～6年度：第二次計画）を策定し、各種施策を実施している。本計画では、行政を主体とした食の安全確保に向けた規制による施策だけではなく、事業者の自主的取組を推進し、広報やイベントを通じてそれらの取組を市民及び観光客（以下「市民等」という。）に積極的に周知し知識の向上を図ることで、食の安全・安心の確保及び観光等のまちづくりの寄与に繋げていくことを目的としている。

しかしながら、令和4年度に実施した市民意識調査の結果では、「食の安全・安心の確保のためにしている行動」として「食の安全・安心に力を入れているお店を選択する」と回答のあった市民の割合は33.6%と低く、さらに年代別内訳では、70歳以上は42.1%のところ18～29歳では16%であり、年代が若くなるにつれて低くなる傾向がある。

については、事業者及び札幌市の食の安全・安心に関する取組を若年層やファミリー層を中心とした市民等へ効果的に情報発信し、市民等一人ひとりが食の安全・安心について関心を持つ機会とするため、地下歩行空間において食の安全・安心を主なテーマとした総合イベントを開催する。

3 イベントの日程等

(1) 名称：SAPPORO 食のまちフェスト in チ・カ・ホ 2024

副題：～知る、つながる、食の知識の新体験～

(2) 日時：令和6年1月26日（金）～27日（土）10：00～17：00

※1月26日（金）は、会場設営や事前告知等のイベント準備日

(3) 会場：札幌駅前通地下歩行空間

北3条交差点広場（西）をメイン会場とし、憩いの空間（E・W・北1条東）、北2条交差点広場（西・東）、北大通交差点広場（西・東）を使用すること。
（別添1参照）

(4) 入込人数（予定）：約10,000人

4 イベント運営に関する委託内容

別紙のとおりとすること。

5 会場設営に関する委託内容

(1) 会場予約及び使用料

会場の仮押さえ及び会場使用料の支払い（負担）は委託者が行うものとする。

(2) 基本設備の予約及び使用料

以下の基本設備の仮押さえ及び基本設備使用料の支払い（負担）は委託者が行うものとする。また、委託者と協議のもと、札幌駅前通まちづくり株式会社が貸出している「貸出備品一覧（別添2）」に示す備品が追加で必要になった場合も、同様とする。

なお、別添2以外の必要な設備にかかる経費は、受託者が負担するものとする。

○基本設備（(3) 以下において、下線引きのもの）

備品名称	数量
イス（スタッキングチェア）	120 脚
オープンカフェセット	20 式
ベルトパーテーション	8 式
ワゴン	4 台
アーム型スポットライト	60 台
ステージ台（9 台セット）	1 式

(3) 各会場の設営業務

会場は配置図（別添1）のとおりとすることを想定している。以下のア～オの内容について、1月26日（金）に各会場の設営及びサイン等の設置を行い、翌27日（土）10時に間に合うように設営すること。

また、別紙1に示すイベント運営にあたり、必要な消耗品等一切についても受託者の負担で準備すること（(2)に示す基本設備及び貸出備品一覧（別添2）は除く。）。

さらに、各会場における装飾物や展示物については、委託者と協議の上、デザインの一体性やコーナーごとのつながり等にも配慮して事前に製作すること。

なお、会場等の都合により、以下のア～オに関する設営が難しい場合は、委託者と協議の上、代替案を検討すること。

ア 各会場共通

「会場マップ」、「ステージイベント内容」及び「出店者一覧」を記載したサイン（それぞれH2000～3000, W1000程度）を製作・設置すること。

また、各会場（「参加・体験型コーナー」においては、コーナーごと）にコーナー名を記載した自立型サイン（600×600程度）を製作・設置し、必要に応じてスポットライト（基本設備にあり）等でサインを照らすこと。

イ ステージ（会場：北3条交差点広場（西））

ステージの登壇（W6000×D3000×H200、基本設備にあり）、観客用のイス（約50席、基本設備にあり）、小型音響設備、マイク3台（スタンド付き）及びステージ出演者の控えスペースを設置すること。出演者の控えスペースは、会場の両モニター間に設けるとともに、外部からの視線を遮るようパネル（H2000程度）で四方を囲むこと。また、控えスペース内には、休憩用の長机（6台、1800×600程度）、イス（12台、基本設備にあり）を用意・設置すること。

ウ 参加・体験型コーナー（会場：北3条交差点広場（西））

各コーナーに受付用の長机（合計10台・白色クロス付き、1800×600程度）、パネル（15台程度）を用意・設置するとともに、入口及び出口を設け、三角コーンとポール等により入場者及び退場者の動きがスムーズとなるような動線を造作するこ

と。また、必要に応じてバインダーや筆記具などの消耗品を手配すること。

エ 出店・展示ブース（憩いの空間（E、W、北1東））

各出店者のスペースは3m×3mずつを目安に確保し、各出店者の間はベルトパーテーション（合計20台、基本設備にあり）で仕切ること。また、備品として、長机（合計40台・白色クロス付き、1800×600程度）、イス（合計40台、基本設備にあり）を用意・設置すること。さらに、通行者の目に留まるような各出店名のサイン（1500×300程度、各ブースの後方壁に設置）を製作・設置し、必要に応じてスポットライト（基本設備にあり）等でサインを照らすこと。なお、出店者名のサインには、各事業者が登録している食まち関連事業（さっぽろ HACCP、おもてなし事業、推進協定等）のロゴマークを入れること。

オ パネル展（食のまち情報発信コーナー）（会場：北大通交差点広場（西、東））

A1サイズの食の安全・安心等の情報を記載したパネルを15枚程度展示する予定である。委託者と協議し、掲示パネルのデータ作成及び設置を行うこと。

なお、A1パネルのフレーム及び掲示用パネルは委託者で用意する。

カ その他

(ア) インフォメーションの設置

北3条交差点広場、憩いの空間（北1条東）、北大通交差点広場（東）のそれぞれにインフォメーションを設営すること。また、備品として、長机（合計10台・白色クロス付き・1800×600程度）を用意・設置すること。

(イ) パンフレット配架台の設置

各会場においてパンフレットを配架するため、配架用の置台として長机（合計10台・白色クロス付き・1800×600程度）を用意・設置すること。

6 広報

多くの市民等に到達する効果的な告知方法（テレビ、ラジオ、雑誌及びSNS等）を活用し、イベント内容について可能な限り広く周知及び宣伝を行うこと。

また、イベントの準備日と想定する1月26日（金）については、地下歩行空間を利用する人を対象に、当日の早い段階でステージプログラムやサインなどを設置、モニターで事業者PRのスライドショーを放映するなど、イベントの事前告知を行うこと。

さらに、イベントのポスター及びリーフレットについて、委託者が指定する先に配布すること。

なお、報道機関への投げ込みと札幌市公式ホームページ及び広報さっぽろへの掲載は委託者が行うこととする。

7 その他事前準備

(1) 運営マニュアル及び進行台本の作成

当日の円滑な運営のため、運営マニュアル及びステージ進行台本を用意すること。また、作成の際は、内容について委託者及び出演者等と調整・確認を行い、必要に応じて校正すること。

ア 全体運営マニュアル

目次、全体スケジュール、会場毎の配置図及び実施内容、運営者体系図、ステージプログラム、参加・体験コーナーの内容及び配置図、出店者一覧、出店者応募要領記載事項、出店ブース毎の販売品目及び配置図、各パネル及びサインのデザイン仕様を記載すること。

イ ステージ進行台本

ステージプログラム、会場の平面図、司会・参加者のセリフ、その他必要な事項を記載すること。

(2) 告知ポスター、チラシ及びリーフレットの作成

イベントの告知用に、ポスター1,000枚程度（B2サイズ・片面4色）、チラシ20,000枚程度（A4サイズ・片面4色）を作成すること。また、当日のプログラム等の内容を記載したリーフレット1,500冊程度（A5サイズ、両観音開き8ページ）を作成し、会場内で配布すること。なお、作成の際は委託者と協議し、必要に応じて校正を行うこと。

(3) 啓発品の配布

アンケート（スタンプラリー）の景品として、しろくま忍者の啓発品を配布すること。なお、啓発品は委託者側で3種類程度用意する。

8 記録、アンケート、報告書作成等

(1) 記録（録音、写真）

ステージイベント及び期間中のイベントの様子を撮影し、業務完了時に写真データ（JPEG）を提出すること。

(2) 来場者数調査業務、来場者アンケート集計

インフォメーション等において来場者アンケートを作成し、配布・回収すること。併せて出店者アンケートも実施すること。アンケートの回収後、集計結果及び来場者数を報告すること。来場者アンケート用紙については、会場内の各イベントへの参加記録をつけ、参加率に応じた景品を渡す等、配布数及び回収率の向上させる内容とすること。

なお、アンケート用紙の内容については、委託者と協議し、必要に応じて校正を行うこと。

(3) 出店・展示ブースの売上等集計

各出店事業者の売り上げ等について集計し、報告すること。

(4) 市民向け実施概要報告書

イベント実施内容を、配布物及びホームページで後日市民に周知できるよう、概要報告書を作成し、電子ファイル（PDF）で提出すること。

(5) 業務実施報告書

業務実施報告書を札幌市あて提出すること。（報告書は2部）

9 納入場所・検査場所

保健福祉局保健所食の安全推進課（中央区大通西19丁目WEST19ビル2階）

10 履行期間

契約締結日から令和6年3月27日（水）まで

11 業務日程表の作成

受託者は、契約締結後すみやかに業務日程表を作成・提出し、委託者の承諾を得ること。

12 業務処理責任者

- (1) 受託者は、本業務の処理について業務処理責任者を定め、委託者に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も同様とする。
- (2) 業務処理責任者は、契約書、仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- (3) 業務処理責任者は、本業務における技術的な管理を行ううえで必要な能力と経験を有する者でなければならない。

13 委託者との協議等

- (1) 本業務の実施にあたって、業務処理責任者は委託者との連携を密とし、適宜協議又は打合せを行いながら、誠実に業務を進めるものとする。
- (2) 業務処理責任者は、委託者と協議又は打合せをした場合は、その内容及び連絡事項を適切に記録し、相互に確認するものとする。

14 完了及び部分完了

- (1) 受託者は、本業務を完了したときは、すみやかに「完了届」を提出するとともに、当該委託業務の成果品を委託者に提出し検査を受けなければならない。
- (2) 部分完了について検査を受ける場合も、上記(1)を準用する。

15 再委託

本業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、業務遂行上本事業の一部を再委託する必要があると委託者が認めた場合この限りではない。なお、再委託を行うことが仕様書等の趣旨及び内容と照らし合わせ不相当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。

16 著作権等の取扱

受託者は、委託者に対し、当該事業に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。

受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、札幌市又は札幌市が指定する第三者に対して行使しないものとする。

受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らか

の損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

17 その他

- (1) 契約金額には、前項までに定めるものを除く、必要経費一切を含むものとする。
- (2) 本業務の履行においては、札幌市の運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めることとし、制作物の作成に当たっては、「広報に関する色のガイドライン」に基づき、配色やデザイン等に配慮すること。
- (3) 本業務の履行において、物品の使用及び印刷を行う際は、札幌市グリーン購入ガイドラインの基準に適合したものを調達・使用すること。
- (4) 受託者は、関係法規、規則等諸法令を遵守すること。
- (5) 受託者は、本業務が完了したとき、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、すみやかに、訂正、補足、その他必要な措置をとらなければならない。部分完了についても同様とする。
- (6) 本業務の処理に関し得た秘密、個人情報等について他に漏らし、目的外に使用してはならない。この契約が終了、又は解除された後においても、同様とする。(別記「個人情報取扱注意事項」参照)。

18 業務担当員

保健福祉局保健所食の安全推進課 石田、玉上、山本
電話 011-622-5170

19 参考情報

- (1) 札幌市安全・安心な食のまち推進条例
平成 25 年 4 月に施行し、従来の食品衛生法による規制行政に加えて事業者の取り組みを知る機会を設け、市民と事業者、行政による連携・協働により「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の実現を目指す。
(URL) <https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/shokumachi/jorei/index.html>
- (2) 安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画
(1)に基づき平成 27 年 3 月に策定。現在、令和 2～6 年度を計画期間とする「第 2 次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画」を策定し、本計画に基づき各種事業を実施している。
(URL) <https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/shokumachi/suishinkeikaku2.html>
- (3) さっぽろ HACCP
HACCP に取り組む施設を保健所が評価又は第三者機関が認証する制度
(URL) <https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/sapporo-haccp/index.html>
- (4) 食の安全・安心おもてなしの店推進事業
食品衛生優良施設で「アレルギーメニュー表示」等の取り組みを行う施設を登録し、各施設の取り組みをホームページ等で PR を行う。
(URL) <https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/shokumachi/omotenashi/omotenashi-top.html>
- (5) さっぽろ食の安全・安心推進協定事業

食の安全・安心に関する「マイルール」を決めて、札幌市と事業者・団体に協定を取り交わし、生産者や製造者の取組を消費者に知ってもらう事業

(URL) <https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/shokumachi/kyotei/kyotei.html>

- (6) アレルギー原因食品（アレルゲン）ピクトグラム

札幌市オリジナルのアレルゲンのピクトグラム（絵文字）

(URL) <https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/shokumachi/allerpict.html>

- (7) しろくま忍者

札幌市公式手洗い・うがいソングのメインキャラクター

(URL) <https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/tearaisong/>

- (8) 食のまち・さっぽろフェスト in チ・カ・ホ（令和2年2月15日～16日実施分）

(URL) <https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/event/r01shokumachifest-kaisai.html>